

## 平成 28 年度第 2 回岡崎市動物行政推進協議会会議録

日 時 平成 29 年 2 月 13 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所 動物総合センター 研修室

出席及び欠席者 出席 10 名（石原委員、小芦委員、合田委員、庄村委員、杉浦清丸委員、杉浦智恵子委員、添田委員、古澤委員、牧委員、矢部委員、脇田委員）  
欠席 1 名（福田委員）

### 会議次第

#### 1 あいさつ（動物総合センター所長 狩野）

皆さま、こんにちは。動物総合センターの狩野と申します。お忙しい中、お集まりいただき大変ありがとうございます。本日の協議会において、屈託のない意見を出していただきたいと思っております。日頃は動物行政に御理解及び御協力を賜り、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

今年のトピックスを少しだけ話したいと思えます。まず初めに動物愛護の関係です。みなさんの御承知の通り、とある県庁の前に猫がたくさん住みついたということで問題になりました。1月13日にボランティアさんたちとさくら猫をやる、やらないという話になりまして、行政の考え方、特に庁舎を管理する考え方と動物愛護を推進する考え方との間に温度差があり、なかなか苦勞をして、最終的にはボランティアの方が中間に入ったところなんです。県庁ですので、病弱の方も来庁されたり、今後どういう方向性でやっていくのかということころが報道されていました。また、他自治体のことではありますが、NPO団体及びボランティア団体が犬猫の殺処分ゼロの方針が団体の負担になっているということで、自治体に対し陳情書が提出されました。みなさん御承知のとおり殺処分ゼロにするために、どういう努力ができるのかというと、受け入れ拒否、一番簡単なのは1頭も入れませんと言ってしまえば、出す動物はなくなる。もう一つは入ってきた動物を全部出せばいいということをやれば、当然殺処分ゼロになります。ですが、そこから起こる先というのは、遺棄・ネグレクト、そしてもう一つは管理不全による多頭飼育や汚い状態での飼育が十分に考えられると思えます。これは先に読めてたはずですが、現実問題として、そういうことがあちこちで出てき始めました。環境省もそのあたりは危惧しておりまして、ついこの間、ここで環境省主催の適正譲渡講習会が開催されましたが、殺処分ゼロという言葉だけが一人歩きしており、少し考えなくてはいけないかなということをおっしゃっていました。本市の考え方としては、何のためのゼロかというのを考えた時に、自治体の引き取り頭数や処分頭数だけでよし悪しを判断するのではない、そうではなくて、地域全体の問題として不幸な動物が少なくなるということを目指して本市ではこれからも取り組みをしていきたいという風に御理解いただければと思います。

次に、家畜・野生動物のほうに目を向けてみますと、みなさん御承知のとおり、鳥インフルエンザが非常にクローズアップされております。家畜の部分でいくと、今まで10件発生があって、近隣では岐阜で発生がありました。岐阜は2月8日に解除になりました。最新だと佐賀で発生し、処分が終わって、状況を見ながら解除になるのかなと思います。野鳥の方ですと、実はずっと前から注視しておりました。10月の始め頃から近隣国で鳥インフルエンザがぼつぼつ発生しており、危惧しておりました。11月に入って、今年は危ないから注意しろと話をしておりましたが、11月21日からレベル3の対応状況になりまして、動物園の方も色んな周知をしております。悲しい話としては、東山動物園で発生しました。色んな考え方があって、殺処分にするのかしないのか、隔離して状況を見ながらということがありましたが、最終的には同一のところで飼育していたと思われる鳥に関しては、全て感染していたということで、死んでしまったり、処分をしたということになっています。世界的に見ると、日本の対応というのはすごくいいという評価をもらっております。特に韓国あたりの対応の仕方よりはるかにしっかりした対応をしているということでした。ばたばたいろんな問題が起きている気がします。幸いにも本市では発生が確認できておりませんが、ここではそういうもの全て担当しておるといふか、実際のやっている場所は別ですが、センターは動物が担当になっておりますので、各部署との連携を密にして、適切に対処していきたいと思っておりますし、今まではできているなど思っています。これに関しては、後ほど、詳しく説明いたします。

今年は、2年の任期を締めくくる会議でございますけれども、第1回目の会議において説明させていただきました年度目標に対する実績ついて報告させていただきます。来年度目標については、その後、資料にてざっとお話させていただきます。あともう1点大きいのは、27年28年と2年かけて見直しました推進計画について、本日承認していただく予定になっておりますので、みなさん御協力をお願い致します。

最後になりますけれども、この会議が動物行政を推進する上で、有意義になるものとなることを祈念いたしまして、あいさつに代えさせていただきます。

## 2 協議事項

平成28年度の目標と実績について

平成29年度の目標について

岡崎市動物行政推進計画の見直しについて

### (説明)

スライド及び配布資料を用いて、平成28年度の目標と実績及び鳥インフルエンザの対応状況について、説明した。

### (協議内容)

## 平成 28 年度目標と実績及び鳥インフルエンザの対応状況についての質疑及び情報提供

### 野生動物について

- 鳥インフルエンザの対応状況の説明で、野鳥が死亡していた場合は、野鳥園に持ち込むということによいか。(合田委員)
  - 野鳥園に持っていくのではなくて、西三河県民事務所の環境保全課が市が現場で撮影した鳥の写真を野鳥園に送って鳥種を同定してもらうということです。(環境保全課)
  - 鳥自体は、家保に持ち込み、簡易検査は家保でやるということによいか？ウイルス分離その他は国が実施するのか？検査は、PCR だけか？(合田委員)
  - 家保で行うのは簡易検査だけです。ウイルス分離は家保ではやりません。(環境保全課)
  - 野鳥で、簡易検査陰性でもウイルスが取れている。それについては、県の、ここだと中央家保が判断してというのではなくて？(合田委員)
  - 県の本庁の方で判断をして、遺伝子検査に回します。(環境保全課)
  - 遺伝子検査は国ですか？県ですか？(合田委員)
  - 遺伝子検査は国が行います。(環境保全課)
  - 国？中央家保もできると思うが？(合田委員)
  - 県の方はそういったマニュアルでやっています。(環境保全課)
  - 国だと、鳥取大学か動衛研ですね。(合田委員)
  - そうです。(事務局)
- 動衛研や鳥取大学というのは？(矢部委員)
  - 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの感染試験をできる施設をもっているのは3か所で、鳥取大学・北海道大学・動物衛生研究所で農水省の関係の施設。ウイルス分離その他はだいたい3か所のどこかでやることとなる。最終的な判断は動衛研で判断します。国の農水省の外郭団体、独立行政法人になっていますが、そこが判断します。鳥取大学でもインフルエンザ専門でやっているセンターがあります。ものすごい数が集まってくるので、分散して行っている。(合田委員)
- ウイルスの単離はそんなに難しいのか？(矢部委員)
  - 分離は簡単です。発育鶏卵があれば、分離できます。分離から同定に至る過程を、家保レベルではやらせないというか。だけど、PCR で発生を確認している農場は、ほとんど家保でPCR でH5やH7かは同定しています。ウイルスを分離したものを動衛研に送って、そこでもっと詳細な遺伝子の塩基配列から全部、H5とかH7からN亜型まで動衛研で

全部調べます。家保はかなりのとこまでやっていると思う。(合田委員)

→ 同定する時には、RNAですよ？全部塩基配列を読むのですか？(矢部委員)

→ 同定する時は、キットができています。プライマーがあれば、それで増やして、それでやれるということと、高病原性か低病原性かという判断はOIEでは、8羽の鶏に静脈内接種を行い、6割死ぬと、高病原性という判断になる。ところが、もう一つは、ウイルスには開裂部があるが、この遺伝子の配列がわかっておって、リジンとアルギニンが連続的に4つ5つ並んでいると、強毒だということまでわかっている。ノルウェーあたりは、その部分だけを調べて、それでどっちかということがわかることもいわゆる高病原性か低病原性の一つの判断となる。システムは大変進んでいる。全部ゲノムまで解析して、同じH5N6が流行していますが、違う部分が出てきている。(合田委員)

→ ウイルスは遺伝子とタンパクの殻みたいなものなのでそんなに難しのかなと思いました。(矢部委員)

- 鳥インフルエンザのものは水禽。カモだとかの水禽と言われており、北方よりそれが南下して、発生する。鳥の立場からいいますとカモ以外のものによる伝染が一番心配。カモがいる場所は、池や川だとかで決まっている。それを死んだやつを食べたカラス、トビ、捕食動物とかそういうものが媒介して、家禽のところへ持ってくるのが心配。ですから、大陸からくるカラスの移動、カラスの種類そういったものを今勉強しています。カラスというのは体重の割に羽が弱い。鳥インフルエンザが一番発生する場所は九州だと思うが、だから、カラスは日本海を直接渡ってきます。カモも渡ってきます。朝鮮半島から、対馬にきて、九州にきて、だから南の方が一番発生が多い。九州に着いた鳥が、裏日本、日本海側を北上します。そういうったことがある。ただ、東山の場合は、そういった媒介ではなくて、あれはロシアのカモが疑われている。死ぬまで1週間から10日間ぐらいかかると言われているので、保菌したカモ自体が持ってきたものだと思う。死肉を食べるのはカラス。だから、一番心配している。(杉浦清委員)

→ カラスは7~8種類いて、ハシブト・ハシボソは留鳥だが、何カラスが渡るんですか？(矢部委員)

→ ミヤマガラス、コクマルガラスが朝鮮半島からやってくる。11月ぐらいから。北の方ですと、対馬からくるものはワタリガラスというのがある。その関係で多いですが、日本国内には、ハシブト・ハシボソがいますけれど、死んだものが媒介して、広がっていくのが一番心配。家禽の発生したところ、本当にカモかな？カラスが関係していないかと思う。猛禽だとかカラスはずっと動く、その媒体の方がカモが媒体よりも多い気がする。

(杉浦清委員)

- 死んだカラスからウイルス見つかっているのですか？ (矢部委員)
- 京都で発生した時に、確認されたのは8羽。しかし、実験的には感受性はあまりない。ウイルスによって変わってくる。一応カラスは感受性に乏しいということです。多量の死骸があって、それをつついて、感染例がありますけど。この中で見ると、カラスというのはとれてない。氷山の一角にすぎない。基本的には先ほど杉浦委員が言われたように下からくる渡り鳥、そのルートもいろいろありまして、カムチャッカ半島から来るもの、サハリンルート、日本海・中国からくるもの、朝鮮半島ルートとかですね。朝鮮半島からも渡り鳥が来ますので、それで九州が。今、朝鮮半島で流行しているH5N6というやつはアヒルとトリガモ 3,000万羽以上殺処分されています。大変な量です。朝鮮半島から来るルートです。今回も北海道が出ていますね。稚内の方から足環をつけられたやつが、カモ類の渡り鳥が幡豆とか愛西市に来ている。北から来るルート、日本海から来るルート、朝鮮半島から来るルート、基本的には。渡り鳥のグループがある。ほとんどアラスカの方から。出水市のツルなんかもちこちから来ますね、朝鮮半島。あそこからもウイルス取れている、ツルで。そういう意味では、渡り鳥が問題で、これ見ていただくと全部単発。だから、養鶏場から養鶏場からの感染はないんです。渡り鳥が持ってきたやつが留鳥とかネズミ、チョウセンイタチといったものが感染源となる。チョウセンイタチは実験的に感染が成立し、鶏舎に入ってくる。ドブネズミあたりは死骸を食べて、鶏舎に入ってくる。行き来ができる。体にくっつけてということがあってということになる。(合田委員)
- 今やっと渡り鳥の体にマイクロチップを埋めて、移動の調査を始めて、2年目。今までは目で見る足環を付けたりとかだったが、マイクロチップを埋めて、ルートの調査をやり始めたところ。水禽が持っているが、媒体としては色々あると思う。ひどいのはアフリカ。アフリカは鳥インフルエンザがひどい。日本は調理とか加熱することが多いからまだいいが。(杉浦清委員)
- 市の方でもマニュアルに従った対応をされているので、継続していただければいいかなと思う。(矢部委員)

### 動物愛護について

- ・ センターの方で着々と色々なことをやられていて、ものすごい仕事量だと思えますが、成果も色々出ていることだと思う。野外でとらえられた犬の返還率が上昇しており、喜ばしいことだと思う。何か要因があるのか？マイクロチップなどの個体識別が普及したおかげで所有者が判明したとか、意識の向上があっ

たとか何かあるか？これは去年と比べて上昇しているとうものなのか、それとも継続して上昇傾向なのか？（矢部委員）

→ もともとセンターでは、びっくりするぐらい飼い主を探すところですよ。保護した時点で、保護場所、犬種、年齢、毛色を手掛かりに、犬の登録情報から飼い主と思われる方に電話をかけて人海戦術で探すということはやっています。ですので、返還率は中核市全体として見ても、決して低い方ではないと思う。高い方だと思う。ただ、少しずつ改善してきたかなと感じるのは、飼い主の方が首輪に名札をつけておいていただけの方がだいぶ増えてきたこと。首輪ごと取れた方も見えるが、首輪に名前が書いてあったり、住所・電話番号が書いてあったり、もしくは、本当にきちんとそこにタグがついているということがだいぶ、ここができた頃よりは増えていると思う。（事務局）

→ よくやっておられると思う。これで4年目になるが、鳥の写真を下で展示する。そうすると探鳥会で、あにも写真展やってるから寄ってねと伝えている。それであにも寄ったら、犬がいる等わかる。ちょっとしたことだが、催しをやるということはすごいことだと思う。みんな行ってきたよとか、あそこで犬もらってきたよと言われる方がいる。これは、ちょっと貢献したかなと思っている。鳥の写真なんか関係ないが、それによって場所や活動を知ってもらっている。職員のみなさん、よくやっておられるなと思って。感心している。やっぱり探鳥会で宣伝しますし。写真展をやっている以上責任は持つ。1月に10回探鳥会やっている。宣伝の媒体は色々あると思うので、がんばってください。ほめてあげます。（杉浦清委員）

→ センターのことの周知がはかられてきたとも思っている。ここに電話が来る人も前よりは増えているのではと思っている。いまだに登録もしていない人、特に小型犬の飼い主が多い。探す時、犬つながりで、あそのわんちゃんがいなくなったなということで、無登録の場合でも飼い主が見つかることもある。うちの方でできる努力は精一杯やっていると思っている。それが色々なことでリンクしてくれてくれるのは有難い。（事務局）

- 登録していないということは、狂犬病予防注射をやっていないということか？狂犬病注射というのは犬を飼っていればやらなくてはいけないと思うが、実際100%ではないとすると、接種率はどのくらいになるのか？（小芦委員）

→ そういうことです。当然、ここでしっかり指導し、その場で登録をしていただいてという形をとっております。接種率の明確なことは言えないが、無登録の方を含めると60%ぐらいではないかと推測している。あくまでも推測。先ほど、申し上げたように狂犬病予防注射は絶対接種しなければならないと言われたが、狂犬病予防法では登録をしなければならないというところからスタート。登録してもらい、狂犬病予防注射をしてもらいたい

う流れ。子犬の場合、登録前に狂犬病予防注射が終わっている場合もある。基本的には登録をした上で、その方が責任をもって狂犬病予防注射を受けるとするのが当たり前。知らない人もいると思うが、知ってても外に出さないからという理由で接種しない人もいるという可能性も否定できない。

(事務局)

→ 罰則はありますか？(矢部委員)

→ あります。法で罰金が定められている。しかし、例え見つけたからと言って即罰金という訳ではない。まず、指導からスタートとなる。実際に、罰金を受けるということは非常に悪質でない限り、まずないと思う。(事務局)

→ 特定生物や特定外来生物と同じですね。東京都でやっているところもあるが、普通はそうですよね。甘いのかもかもしれませんね。窃盗だの傷害だのに比べて、警察が動いてくれる量とかも少なく、大変不満です。明日、愛知県動物愛護推進協議会に出席しますが、県警及び県教育委員会から委員をと要求しているのですが、県警は来ないですね。意見を言う場に警察は来ないんですね。難しいです。現状知っておいてもらいたいんですね。(矢部委員)

・ 先ほど言われましたが、多頭飼育について伺いたい。岡崎市で見当がつくところがありますか？そういうことをされているような予想はあるか？(古澤委員)

→ まず1点。今、一番表になってきているのが、多頭飼育ってボランティアさんとかNPOですね。殺処分ゼロにするために、全部引き受けていくというので、一番表になっているところでクローズアップされてきて、耳にすることが増えました。あとは、お年寄り・精神的な疾患のある方で一つの部屋の中に何十頭もいて、足の踏み場もないような状況という。この二つが一番大きい。とても難しい問題。本市の場合は、NPO団体やボランティア団体の方で多頭飼育をやっていて問題となってきたところは少なくとも今のところありません。正直なところを言うと、譲渡の状況を見ていると、譲渡をされる人間というのは数が決まっている。これだけのキャパしかないところに、みんなで奪い合って、譲渡譲渡ってやったら、どこがあふれるんだろうと思うと、逆に譲渡の数を増やしていくということに対して、私たちの持っているジレンマがあります。他人に押し付けるということはやるべきではないと思っている。ありがたいことに岡崎市の団体の方はある程度の自分たちの内規みたいなものがあって、そうならないように努力していただいていると思っている。ただ、精神的な問題のある方については、申し訳ないが、私たちがやってもどうしようもないというのが正直なところ。例えば、お宅に行って、全頭引き上げる形をやっても次に行ったらまた同じことになっているとか。だから、もともとあれは最終的な結論として、動物の収集癖みたいな恰好で出ているから動物にクローズアップしますが、あれ、ゴミ屋

敷しかりで、全部同じで、なっておる人間を治さないことには全然ダメなのに、ケツをくぐるところは押し付けあっている。ゴミ屋敷しかり、動物しかり。本来はそちらの方をメインでやってもらいたいが、みなさん御承知のとおり、限られた人数の中でそういう人たち多数を一人が見ているような状況の中ですと、なかなか難しいと感じます。こちらに連絡も来ないし、来たところで職員が行ってもじゃあどうするとなる。二度と飼ってはいけないよということで、仕方ないから引き取りましょうとやっても、わかってくれるかといっても分からない。同じことを繰り返す。問題は相手の人間であって、動物は被害を被っているのだと思う。収集癖の対象がゴミなのか動物なのかというところ。すごく難しいこと。その予備軍というのはものすごくいると思う。予備軍の段階で止めることができないかと思っているが、これはセンターだけの努力だけではどうしようもない。だからゼロではなく、いくつかある。(事務局)

→ 経済的にも大変ですよ。(古澤委員)

→ 動物を集めるのが趣味だから動物が死んでしまってもいいという人もいる。全部抱きかかえて、えさを与えないで餓死をしようが、糞尿だらけだろうが、くちやくちやだろうが何にも関係がない。ただ、集めることです。完全にホーダーと思われる方もいます。(事務局)

→ 爬虫類や両生類を飼っている方にも一部おられる。ひどいもんです。(矢部委員)

→ 大事に飼う人だったら絶対に数を飼えない。そうではなくて、スタートはかわいそうなんだろうけれど、集めること自体が自分がやらなくてはいけないことになってしまうんだと思う。だから、本当にこれという手がない。(事務局)

→ 逮捕したりできないのでしょうか。(古澤委員)

→ 他人に危害が加わらなければ、逮捕する等はできないので、難しいですね。(事務局)

→ 動愛法の精神のもと、動物に対する福祉の意識もあるので、そっちの方をおろそかにしたくないですよ。(矢部委員)

→ そちらを大事にしたいと思う。(事務局)

- 今の話の続きになるが、やっぱりかわいいで集めた人の真逆の方が見えている。足毘を自分の家の前に来る猫に仕掛けたりとか、来たらなぶっちゃうていうのを周囲の人が見ているが、その人をなんとかするということができないので、周囲の人もあの人がやっているんだけど、心痛めている。それって動物愛護法では違反ですよ。どこへ言っているのか、言ったことによって、近所っていうことがバレてしまう。そうすると、私の身にも降りかかってしまうんじゃないかって、勇気が出せない。子どもの虐待と一緒にだと思ふ。言わなくちゃいけないけど、言えないって

う精神的な面もこれからすごく必要かなと思う。動物だけのことだけでなく、飼っている人、近隣の人、地域の人、お医者さん、精神的なお医者さんとの関わりっていうのもすごく必要になってくると思う。動物関係の人ばかりじゃなくて、先ほど言われたように教育委員会だとか警察の方、精神科のお医者さんとかと色々タッグを組んでいかないと、こういう問題って根が深いところにあるから、動物を救助するだけではなくて、人間の奥底にある闇みたいなものが社会的にこういう風になってきてしまったんだらうなと思う。色んな人に関わってもらいたいなと思いました。(杉浦智委員)

→ 僕もセンターとか行政だと指導まではできるけど、庄村先生、罰則があるということは、犯罪性が高いと判断されれば警察が関わるということですよ。(矢部委員)

→ 刑事罰に当たるものであればということころですが、警察も限界がありますので。(庄村委員)

→ 田舎の人は動かない。それじゃいけないと思いますが、自分が良かれと思ってしたことで、被害を被るのも怖いっていうのもわからなくないなと思う。それを知っているのは近所しかいないでしょと察知されちゃうと言うに言えない。(杉浦智委員)

→ いきなり警察というのもないと思って。こうやって日々努力されているように指導ということをしていただけたらと思うが。それでどうにもならない時には、本当に処罰を受けて、社会的な制裁を受けてもらわないと困るなと僕は思う。(矢部委員)

→ 原因がさっき言っているように、例えば猫が嫌いなのに、周囲に猫が増えて困っている人がやる場合もありますよね。そうじゃなくて、本当に動物を虐待すること自体が自分の楽しみになっている人もいますよね。猫が近くに、ものすごく繁殖しているのがどうしようもないからやられる人たちは、その数が減ればしなくなるが、問題なのはそうではなくて、さっきから言っているように完全に楽しみになっているような人。この人たちは下手なことやると、その矛先が人に向かうと大変なことになってしまうというのがあるので、そうなるとうちに警察でもひょっとすると手が出しにくい難しい部分になると思う。すごい周囲の方たちが困っているというのはよくわかるが、私たちが行くときは誰から電話があったとかは必ず言わない。近所の人しか言わないだろうと必ずなって、矛先が向かうといけないので、苦情の相談の場合は、必ず、行って名前は出さないけど、言われたときに想像されちゃうっていうことは御理解くださいねってせざるを得ないです。そうすると、本当にそういう人だと、まあじゃあいいですという風になっちゃう。(事務局)

→ 警察に入っていたくために、カメラをあっちこちに警察が設置したということにして、証拠を集めるのはどうなのか？(古澤委員)

→ よそのおうちではできないですもんね。(杉浦智委員)

→ 人間のストーカーのことですら、相談に来たことがあったとしてもうまく対処できていないというところ。ましてや動物となると難しいのは理解できるが。(矢部委員)

→ 証拠がないとだめなんですよ。(古澤委員)

- ・ 殺処分ゼロは、大変いいことなのかもしれませんが、処分ゼロにして、先ほどの話のように色々な愛護団体が引き取る。そこで、今のような問題が起きているというのも一つ。その団体が譲渡する時の疾患の問題がある。それでトラブルが我々のところで相当ある。この子病気なので面倒みてくれませんかと言って、新たに飼い主さんとなる方が納得していればそれで問題はない。健康だよって渡されて、実は病気だらけだった。特に高齢犬でそうだが、飼い主さんが亡くなられてそういう団体に引き取られた。健康だからって安易に渡された。心疾患はある、肝臓は悪い等毎日点滴の子だねと。あるセンターかでトラブルがあったと思う。譲渡先とのトラブルがすごく増えているような気がここ2〜3年する。(石原委員)

→ 自治体のセンターなんですか？譲渡した動物ですか？健康診断できるのでは？(矢部委員)

→ トラブルになっていると聞いている。少しの健康診断でどこまで検査ができるのか。ごはんを食べてそれなりに元気だったら渡してしまう。それが1年飼って2年飼って3年飼って病気になったら仕方ないと思う。来て1週間後にそうってしまった、これおかしいのではと譲渡先とのトラブルがある。その辺の指導っていうのが、なかなか個人のところに行政が入って行って、こういう動物は譲渡してもいいよダメだよというのはできない。そう思うと、ある程度行政がかんで処分せざるものは処分しなきゃいけないというのはあると個人的には思っている。その見極めがなかなかできていない。この子は病気なんだよといってなかなか渡さない。今ネットでどんどん出すじゃないですか。もらってくださいと。わざわざうちのクランケさんも大分とかあの辺までもらいに行くんですよ。かわいそうだって。もらってきたものが大変なものだったと。どうも調べてみたら、どこかでペットショップを営んでいる人がつぶれて、そこが出した犬らしくて。それをその団体が保護したらしくて。(石原委員)

→ 最低限どこまでやるのかというところですね。血液検査とか。マニュアル的なものが必要かもしれませんね。(矢部委員)

→ 譲渡となると、次の飼い主さんとのトラブルというのをある程度考えておかなければならない。このところは、誰が指導するのだろう。なかなか行政が入っていけないところでもないですし、難しい問題だなと。(石原委員)

→ 故意にそういう部分ばかり出しているのは本市でもある程度の指導はできるかもしれない。不故意にと言われてしまうと、これは何にも言えません。

そんなのばっかり連続でとなればおかしいと思うが。(事務局)

- あるところから、連続で出てくる。御本人同士でお話し合ってくださいと言うが。それに加え、猫のウイルス感染症の問題がある。先ほど、あにもでのデータが出ていましたけど、母数が少ないので、話にならないなと思ってみているが、だいたい 30%程度の猫が猫エイズや白血病、伝染性腹膜炎を持っているでしょう。10 頭中 3 頭いる計算。10 頭のうち 3 頭、しかも野良猫を集めた、何を集めたとなったらここで感染が進んでいきますから、譲渡先にどんどん行く。エイズ、白血病に関しては混合感染しなければどうにか生きていけます。問題は、F I P、猫伝染性腹膜炎ですよね。これはもう、6 か月でほぼ発症して死にますから、これを譲渡するというのが問題だなと思う。最近感じている。譲渡するところでそこまでの検査をするかっていうと、それこそインフルエンザではないが、どこまでするのかという話になってしまいますから。特にコロナウイルスでひっかけても、F I P はリアル PCR が必要なのです。そうすると、そこまで団体がお金を出してっていうのは難しいでしょう。ゼロはいいんだけど、本当に団体が管理して、健康じゃない子だよとわかって譲渡して、それを納得するなら全然問題ないですが、健康だよと譲渡したものにこういうトラブルがここ最近起きている気がします。(石原委員)
- 健康だよと出しているものも見た目ということもあるかもしれない。愛護団体だけでなく、自治体のセンターでも事例があったということですね。(矢部委員)
- あったと思いました、確か。どこまで検査をやっているのかは不明です。(石原委員)
- 本市でも子猫はやっていない。それは明確にやっていないと言っています。出たら返していいですかと聞かれる方もいるが、そういう気持ちだったら、ちゃんと陰性のところから譲ってもらってくださいと言っている。うちは今できる中で、ここまでのことしかやれませんがと伝え、それを理解した上でないとダメですよということにしている。検査してください、お金は出しますからって言われる方もいますが、そういうものじゃないですって。私たちできるところはここまでは、これ以上のことは申し訳ないですが、肚くくってやってもらうか、うちじゃないところでちゃんと検査結果を出してくれるところから買うなり譲渡してもらうなりしてくださいと伝えていきます。(事務局)
- そこまではっきり言って譲渡してくれれば問題はない。ひょっとしたら病気かもしれないよ。それはお宅の方で責任持って飼ってくださいねと。それを言わずに渡してしまうところで、トラブルが起きている。そこに誰も介入できないのかもしれないが。(石原委員)

- もう少し、規則化マニュアル化する必要があるかもしれませんね。どこがやるかは環境省が指導してやるのか、自治体ごとにやるのか。(矢部委員)
- 愛護団体のモラルの問題だと思いますが、なかなか難しい問題だと思う。(石原委員)
- 2種の取扱業に愛護団体が入るようになっているが、規制がない。ボランティアっていうと、好意に準ずるところがあるので、そこに規制をかけるのは法律的には難しいと思う。トラブルは正直言って、環境省にも入っているし、業界の方にも入っている。私たちは、取扱業者に対して規制というのは自主規制がかけれるので、ある程度保護したり、何かあったら事前に声かけてねということはやるが、一般までとか愛護団体まで出しちゃうと、あるところは、ボランティアの盾で寄付金を集めてというトラブルがすごく多い。同業者も落とされてしまうというのも聞いている。なかなか範囲、線引きが難しい。(脇田委員)
    - 殺処分ゼロというところに、民間の団体がどんどん入りこんでいる過渡期みたいな、ちょうど増えている時期でもあると思う。(矢部委員)
    - 法の整備がまだできていないのに、一つのお題、殺処分ゼロとかが先ほどおっしゃったように先行しているので、追いついていない。行政の側も数名で管理していて、それだけ手が回るかといったら、1年1回取扱業者にしか回れないし。自分たちの同業者というのは、オークションとかあるので、こうしていこうとコロナウイルスはなかなか難しいが、CLとか事前に検査しないと流通させてはだめだよとか、自主規制でやれることは淡々とやっている。遺伝性のものとか。それがどうしても法律が先に行っちゃうものですから、ついていく方が大変というのが実際。なかなか議論で結論至るとするのも難しい。結局、事があってからの対応となってしまうのが、実際だと思う。新聞も正しく載せないから、誤解を招くような表現が使われたり、それがすごく多いので。私たち提示した訂正を掲載してくれるかということ、題材にならないものは掲載してくれない。ちゃんと正しいこと言ったことは全部載らない。面白いところだけ載せる。そうやって新聞に出ちゃうので誤解を招く。誤解に対して、動く方たちがあるので、なかなかうかつなことは言えない。やっていることは自主規制だけは厳しくしていこうと。ついてこれない業者は申し訳ないけれども、辞めていただくかということで。今日もオークションがあるが、終わってから会議が8時9時。それについてきていただいている方はちゃんと保護したいし、1割悪い業者がいると、その業者さんに対して法律が全部いっちゃうものですから、9割以上のちゃんとやっている方が被害を受けてしまう。それを出不さないように、業界としては流通をして、全国のオークションなんかでも全国の連絡協議会もやっている。正直言って歯がゆい。(脇田委員)
  - 2種の方というのは、重要事項説明というのはあるのか？1種は必ずしなければな

らないが。(牧委員)

→ うちが2種での登録がないので、確認したい。(事務局)

→ 大きくやっている方は別だと思うが、本当に何人かでやっている方で、そこまで知識は持っていないと思う。(石原委員)

→ つっこむならそこからかなと思った。法的なんだからというところを。ゼロにはならないが、そういったトラブルは減っていくのかなと。(牧委員)

→ 問題意識をもってもらいたいですね。(矢部委員)

- ・ 来たるべき大震災に備えて、ペットの同行避難の件で、マニュアルも作成されているとのことだが、基本的には犬猫中心ですよ？特定動物と特定外来生物のことも本当はあった方がいいと思うが、現実問題として岡崎市でごくわずかだったら、個別で指導するくらいだと思うが、実際に特定動物の申請者はいるか？(矢部委員)

→ はい、犬猫中心のマニュアルです。特定動物の許可はあります。(事務局)

→ 特定外来生物の飼養の情報は入りますか？(矢部委員)

→ 入りません。(環境保全課)

→ ハリネズミの件が新聞に出ていたが？(脇田委員)

→ アムールハリネズミだけが指定されているが、他のハリネズミは、生態系被害防止外来種というもので、法的な拘束はないけど、環境省が推進する方には入っています。(矢部委員)

## (説明)

配布資料を用いて、平成29年度の年度目標について、説明した。

## (協議内容)

### 平成29年度年度目標についての説明及び質疑応答

#### 全体について

- ・ 毎年あまり変わっていません。継続してやることが多い。特別にこれだけをやるとというのが少なくなっている。毎年変わったことをやるのは非常に労力と人を使います。現実問題としては、ここをパワーアップしてもらうためには、予算と人がつかないのでどうしようもないが、今ある予算と人の中でやれることをめいいっぱいやることをやっていくとなると、継続事業を怠らないようにやっていきながら基礎を作るところをしっかりと思っている。この中でメインというわけではないが、一番変わっているのは何かというと、10周年記念イベント。ここができて10年ということで、色々な意味でみなさんにお世話になり、基礎的な考え方を一生懸命作ってきたし、みなさんにもご協力いただいたひとつということで、10周年イベントをやりたいということで、若干有名な人でも呼んでと考えると、予算を要求しています。いつも話すが、動物の愛護

に関して、興味のある人は全体の1割弱、全然興味がない、そんなものなくてもいいじゃないかという人は全体の1割弱。9割弱の人たちは無関心という状態。無関心という状態という人たちに少しでもこっちを向いてもらいたいなっということで、昔は杉本彩さん、大鶴義丹さん、山路徹さんと呼んだりしましたが、また違った方と呼んでと思っている。みんながきっかけになってくれるようなお話になってくれればと予算を要求しております。この中では、色が違うかなというところです。あとは、今までやっていることを完成版に近づけたり、きちんとやっていけるようにという形になっています。目標にすると毎年同じこと書いているなど思われてしまいますが、こういうことで、御理解をいただきたい。(事務局)

→ センターの言うことはまさにその通りで、毎年そんな新しいことをできるわけないし、継続しながらそこで問題が出てきたら、ステップアップを起こせばいいというのはみなさん理解されているところかと思う。(矢部委員)

#### 産業動物について

- 資源の有効利用と環境配慮の項目で、有効な薬剤等の紹介とあるが、有効な薬剤等とはどのようなものか？EM菌のようなものか？(合田委員)
  - 衛生昆虫を防除するのがメインです。(事務局)
  - 以前より気になっていたが、有効な薬剤というのは、岡崎市が有効だと認定しているのか。それは一般的にも社会的にもそれは当たり前の話になっていて、理解できていない農家さんに知らせるといふ趣旨なのか。どこそこの会社のどの薬を買いなさいといふのを行政が言ってもいいのかなというところがわからなくて、教えていただきたい。そうでなければ、利用を推奨しますという表現に変えた方が少し引っかかりがなくなるのではないかなと思います。どこそこの会社のこれを購入した方がいいですよと岡崎市が言うといふことは、どうなのかと思った。(庄村委員)
  - おっしゃる通りです。利益供与するようなものではなくて、正直に言うと、実際に利用している人たちに今年もこういう物買いたいですかといふのを出して、みなさんからこういうのに使いたいから、これを買ってほしいなといふことの意味を集約して、その中でそれが周囲の環境保全に役に立つのか立たないのかを見極めて、購入対象とするしないという形にとるといふ内容。おっしゃる通り、利用推進を図っておるといふことが的確な言い方と思っている。(事務局)
  - 例えば、殺虫剤なら、カーバメイト系がいいとか有機リン系がいいとか、耐性ができていると、殺虫剤は鶏の場合は、成虫を相手にしても仕方なくて、うじも対象とするケースがある。そういう意味での指導はやっている

のか？商品どうのこうのということではないと思うが、それでよろしいか。  
(合田委員)

→ その通りです。(事務局)

→ 商品名をあげることは問題かもしれないけど、成分名をあげることは問題ないですね？(石原委員)

→ おっしゃる通りです。(庄村委員)

→ それから、利用の仕方ですよ。ベイトタイプか成虫用の空中散布、幼虫孵化防止剤、脱皮阻害剤等の言い方であれば問題ないです。(事務局)

### 動物愛護について

- ・ 動物を使用しないのちの教育というところなんです、「動物を使用しない」というのを入れなくちゃいけないですか？動物園というくくりがあるのに、動物がいないというPRの仕方、先ほどのゾウのことではないが、その心理戦、人をそういう気持ちにさせるというか。ゾウがいないのはなぜかっていう、動物がなぜかじゃないけど、ただいのちを教えたいというPRの仕方、ゾウのおうちっていうPR、だけどいないっていう、その心理戦でPRできたらおもしろいなと思った。(杉浦智委員)

### 動物園動物について

- ・ ゾウ舎はあるかないかというのが、ここの入りに影響しているということだったが、ゾウ舎が出来たときに、動物園イベントとして何かやる予定はあるか？(矢部委員)
  - 現状大きなイベントをメインに打つというのはできない状況。現実を言えば、ゾウのために工事をゆっくりやってもらっているんで、遅れてきてしまっている。お客さんからはいつになったらできるのと言われてる。本体はゾウは新しい運動場が出来たら、1～2か月怖くて出ていけない動物で、ものすごく神経質な動物。ただ、そんなことは言っておれないということで、できたらすぐに出さないといけないけど、出ていけないよねということで、来ていただいたお客さんに100%ゾウが生き生きと新しいところまで回って行ってもらう状況ができていないので、せめて少しぐらいは今まで心配をしてくれて、来てくれてありがとうねという気持ちは表したいので、4月の終わりか5月の頭くらいにちょっとしたイベントは打ちたいなと思っている。ちょうどGWに合わせて前後で簡単なイベントをしたいと思っている。それはできましたというのではなくて、ごめんねせっかく見に来てくれたのにという感じ。本当はビューウィングシェルターでえさをあげているのを間近で見れるとかそういうののために作ったのですが、すぐにはとても怖くてそちらへ行けないと思う。(事務局)

- 表現の問題で、ゾウ舎ができたことはみんなでお祝いで、ゾウが見れないのはちゃんと理由があるんだということを知らせれば、見に来る人はそれでも見たいんだという方はいないのではないかと思う。うまく表現されれば良いと思う。ゾウの理解も深まると思う。自信持って出して良いと思う。(矢部委員)
- オープニングイベントとかちょっとしたものをやる時には、今年から新聞報道関係に対するPRタイムができるようになったので、その部分でこういう風だからご理解お願いしますねという話を持っていこうと思っている。報道の中で、ただできました、来てくださいじゃあやっぱり来る人たちの期待があると思う。どこまで報道が使っていただくかは別として。こういう状況なんでご理解くださいねっていうのは必ず入れてくださいねっていうのは言っていきたいなと思う。(事務局)
- 記者さんは勉強熱心だから、うまく指導してあげるというのを含めてしっかり使っていただきたいと思う。動物園は生態や行動を見せるというのもあるので、見えないことの原因というのを、ゾウってこんなにシャイな動物なんだよというところをもっと広めることも大切なことと思うので、工夫を考えていただければと思う。(矢部委員)

### (説明)

配布資料を用いて、岡崎市動物行政推進計画の見直しの承認について、説明をおこなった。委員の最終意見及び修正点は以下のとおり。

#### 【最終意見】

- ・ 計画自体についてのご意見はありませんでした。
- ・ 計画内に、市長あいさつとして、柴田紘一旧市長が掲載されていることに違和感があるというご意見がありましたが、今回は、計画に対する見直しになっておりますので、その点についてはそのままにすることでご了承いただきたいと思う。この計画は、10年計画のため、10年目の時から11年目にかけて新しいものを作成するときは、新しい市長名で作成します。

#### 【修正点】

- ・ 5ページ下記のなかよし教室の写真を新しい写真に差し替えました。
- ・ 14ページ家畜の診療についての表が平成28年度末現在となっておりますが、平成27年度末現在の誤りでしたので、修正しました。

### (協議内容)

#### 岡崎市動物行政推進計画見直し案についての承認について

- ・ 承認いただけます方は、拍手にてお願いいたします。(矢部委員)  
(全ての委員が拍手したことを認めた。)

- ・ 拍手多数ということで、本見直し案は承認されました。

### 3 閉会 （動物総合センター動物1班班長 鈴木）

本日は、大変積極的に御発言をいただきまして、誠にありがとうございました。

みなさまの任期についてです。をもちまして、終了します。一つの区切りといたしまして、まずは2年間ありがとうございました。今後についてですが、市民公募以外の方については、個人または団体からの選任という形で引き続き委員をお願いしたいと考えております。後日継続の依頼について郵送させていただきます。都合上、継続が難しいという場合は、事務局までお知らせください。市民公募の方につきましては、2月22日を締め切りとして、応募の方をさせていただいている。期限が来ましたら、審査の上、決定させていただきます。

平成29年度第1回会議については、5月頃の開催を予定しております。辞令交付式も兼ねて開催いたします。

よろしく願いいたします。

以上で、第2回動物行政推進協議会を終了いたします。